

## 学校における感染症への対応について

学校は集団生活を行う場所であるため、生徒が学校感染症と診断された場合は学校保健安全法により出席停止の扱いになります。このため、お子様がインフルエンザ等の学校感染症と診断された場合は以下の手順で「さくら連絡網」にて学校にご連絡ください。また、『学校感染症（疑い）受診報告書』をお渡ししますので、必要事項を記入の上、登校再開後に担任までご提出ください。ご不明な点がございましたら、学校までお問合せください。

TEL：023（664）5462



「さくら連絡網」

- ➡ 「学校への連絡」
- ➡ 「新規作成」を選択
- ➡ 内容で「出席停止」を選択
- ➡ 理由で「備考欄に記載」を選択
- ➡ 備考欄
  - 「①病名、②診断名、③発症日、④その他（医師からの指示等）」

☰ 学校へ連絡 👤

---

内容\*  
出席停止

理由\*  
備考欄に記載

期間\*  
**出席停止期間(目安)**

備考  
**①病名  
②診断名  
③発症日  
④その他(医師からの指示等)**

【参考】 インフルエンザ出席停止（例）

		0日目 (発症当日)	発症後、最低5日間は登校不可					6日目	7日目
			1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
(例1)	発症2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登校可能	登校可能
(例2)	発症3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	登校可能
(例2)	発症4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

解熱後3日を経過した後、登校可能

【学校感染症の種類及び出席停止の基準】（学校保健安全法施行規則第18条、第19条）

種類	感染症名	出席停止期間
第一種 感染症法の一類感染症と結核を除くに二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種 空気感染または飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の席が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または絶歌戦の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については上記の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。		
第三種 学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの。感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス感染症など）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など。		